

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金制度

高等学校卒業資格を持たないひとり親家庭の親またはその 20 歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指して対策講座を受講する場合、受講費用の一部を助成します。

●対象者：ひとり親家庭の親またはその 20 歳未満の子どもで、次の全ての条件を満たす方

- 姫路市内に住所がある
- 所得が児童扶養手当受給対象所得水準である
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要だと認められる
- 過去に支給対象者として、この給付金を受給していない
- 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していない
- 大学入学資格を取得していない

●対象講座

高卒認定試験の合格を目指す民間事業者などが実施する対策講座

●支給内容（受講費用が 1 万円以下の場合には支給対象外、受講形態により上限額が異なります）

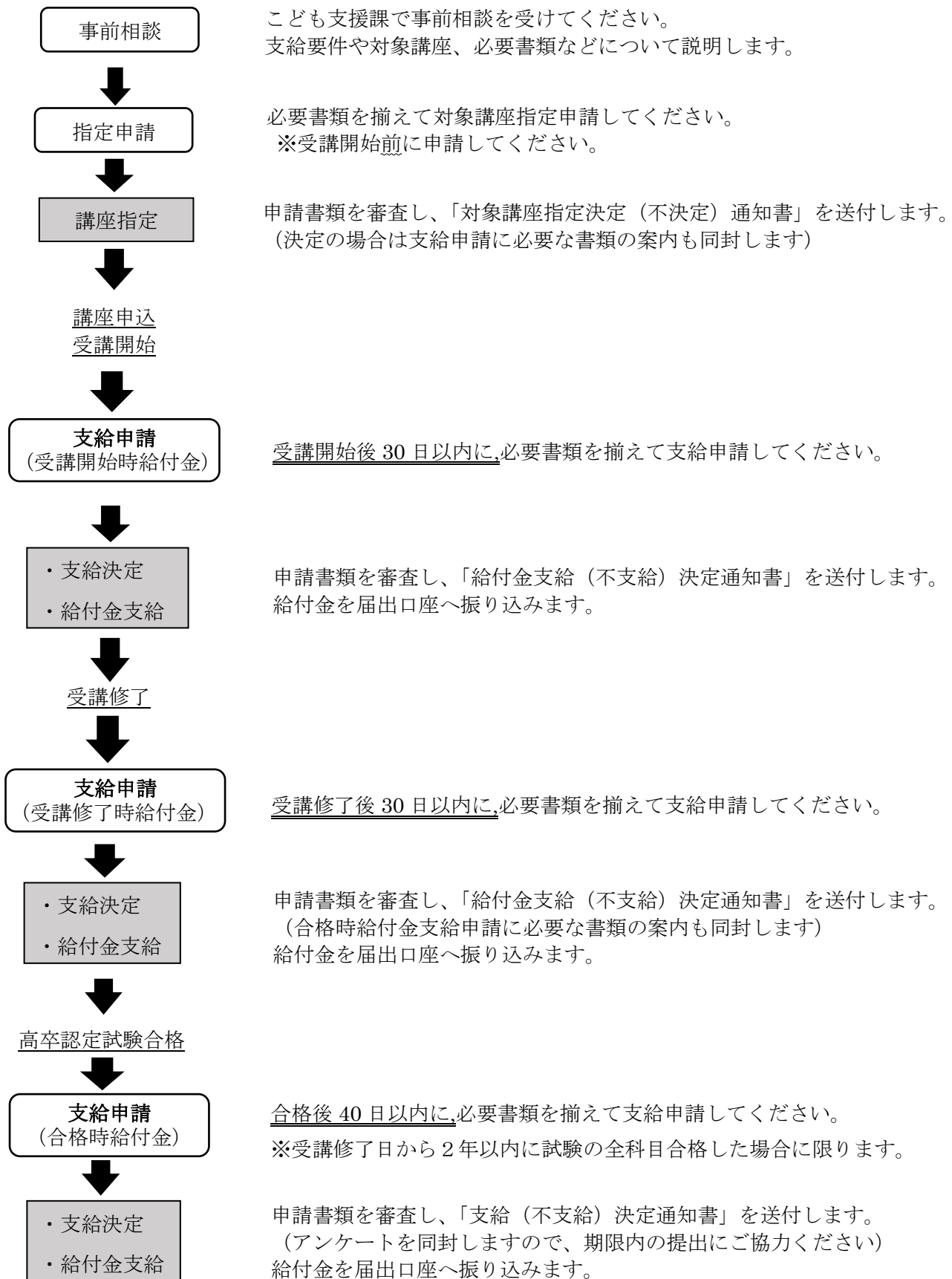
区分	支給額
①受講開始時給付金	受講費用の 4 割（通信制の場合は上限 10 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 20 万円） ※支給額が 4 千円を超えない場合は支給されません。 ※申請時点で支払い済の受講費用のみ対象です。
②受講修了時給付金	受講費用の 5 割から①を差し引いた金額（①と併せて通信制の場合は上限 12.5 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 25 万円）
③合格時給付金	受講費用の 1 割（①と②と併せて通信制の場合は上限 15 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 30 万円） ※受講修了から 2 年以内に全科目合格した場合のみ対象です。

●申請時に必要なもの（次のものすべて）

- 児童扶養手当証書
（児童扶養手当を受給していない場合）
 - ・母（父）及び扶養する子の戸籍謄本又は抄本
 - ・母（父）及び扶養する子の健康保険証
 - ・申請者の所得を証明する書類
- 申込予定の対策講座の資料、パンフレットなど（業者名、期間、講座の金額等わかるもの）
- 高等学校での取得単位がわかるもの
（必要な単位の確認のため。証明がでない場合は、本人が学校に口頭で確認してもよい）
- 運転免許証等本人確認書類

※必ず受講開始前にこども支援課窓口でご相談ください。

●手続きの流れ



【お問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所
子ども支援課 ひとり親支援担当
TEL 079-221-2132